



様式第2号(第9条関係) 身分証明書

省略

省略

省略

注「」の部分には、次のうちいずれかを記入すること。

- 1 省略
2 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の2から第142条の4まで
3 省略
4 省略

については、同項中「身分証明書(様式第2号)」とあるのは、「農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第46条に規定する証票」とする。

様式第2号(第9条関係) 身分証明書

省略

省略

省略

注「」の部分には、次のうちいずれかを記入すること。

- 1 省略
2 省略
3 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行前に交付された農林水産省組織規則等の一部を改正する省令(平成23年農林水産省令第52号)第5条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)別記様式の規定による身分証明書は、その有効期間内においては、改正後の愛媛県農林漁業組合等検査規則様式第2号の規定による身分証明書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第297号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は

起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成24年3月9日から22日まで

○愛媛県告示第298号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 登録番号, 生産事業者の氏名又は名称及び住所, 生産事業の内容, 事業所の名称及び所在地. Row 1: 98, 山内直一, 東温市田窪1267番地, 1 幼苗の育成, 2 幼苗以外の苗木の育成, 東温市田窪, 東温市田窪

○愛媛県告示第299号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 指定する道路の区域, 指定期日. Row 1: 県道, 宇和三間線, 宇和島市三間町務田752番4から同町曾根909番地先まで, 平成24年3月10日

○愛媛県告示第300号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田752番4から 同町首根909番地先まで	平成24年3月10日

## ○愛媛県告示第301号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田752番4から 同町首根909番地先まで	平成24年3月10日

## 2 通行方法

- トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## ○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北三丁目340番7から 同市古川北四丁目399番7地先まで	平成24年3月9日

## ○愛媛県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年3月9日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第60号 平成24年2月28日	伊予郡砥部町重光409番1	伊予郡砥部町高尾田648番地 高尾田宿舎205号 竹 森 博 夢



款	項	目	節	備 考
省略				
利益剰余金				
	減債積立金			
	利益積立金			
	その他積立金			
	省略			

省略

款	項	目	節	備 考
省略				
利益剰余金				
	減債積立金			<u>地公法施行令第24条第1項の規定に基づく積立金を整理する。</u>
	利益積立金			<u>同条第2項、第3項の規定に基づく積立金を整理する。</u>
	その他積立金			<u>同条第4項の規定に基づく積立金を整理する。</u>
	省略			

省略

様式第30号(その4)を次のように改める。

納入通知書(兼領収書)

愛媛県立 病院長 印

発行年月日 請求番号 納入期限 年 月 日限り  
 年 月 日 入院・外来 納入場所 株式会社 銀行 本店(又は県立 病院 係)  
 診療科 受診者番号 氏名 様

本支

保険種別 病棟 病室

区分	食事療養以外の項目		食事療養 <sup>②</sup>	
	負担割合	割	負担割合	割
合計金額 ①+③+④ +⑤	保険等負担額	請求額(患者負担額)	保険等負担額	請求額(患者負担額)
保険				
自費				

左記の金額を領収しました。

領収日付印

請求額合計

請求期間

年 月 日から 年 月 日まで  
 (入院年月日 年 月 日)

上記のとおり納入してください。

区分	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔
保険													
自費													

区分	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)	小計 <sup>①</sup>	食事療養 <sup>②</sup>	一部負担金 <sup>③</sup>
保険								
自費								

区分	室料差額	文書料	健康診断料	分娩介助料	衣服等貸与料	分娩衛生材料費	人間ドック等	その他	小計 <sup>④</sup>
保険									
自費									

診察券再発行料	その他	小計 <sup>⑤</sup>

この領収書は、所得税の確定申告に当たり医療費控除を受ける場合等に必要となりますので、大切に保管してください。紛失されても再発行はいたしません。

- 注1 3部複写とすること。
- 注2 この様式は、電算処理する場合に使用すること。

領 収 済 通 知 書

領収者  
愛媛県立 病院  
企業出納員様

発行年月日 請求番号  
年 月 日 入院・外来  
診療科 受診者番号 氏名 様

保険種別 病棟 病室

区分	食事療養以外の項目		食 事 療 養 ②	
	負担割合	割		割
合計金額 ①+③+④ +⑤	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)
保 險				
自 費				

請求期間

年 月 日から 年 月 日まで  
(入院年月日 年 月 日)

請求額合計

左記の金額を領収 しました。
領収日付印

上記の金額を領収しましたから通知します。

区分	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬	注 射	リハビリ テーショ ン	精神科専 門療法	処 置	手 術	麻 酔
保 險 自 費													

区分	放射線治 療	歯冠修復及 び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	診断群分 類(DPC)	小 計 ①	食事療養 ②	一部負担 金 ③
保 險 自 費								

区分	室料差額	文 書 料	健康診断 料	分娩介助 料	衣服等貸 与料	分娩衛生 材料費	人間ドッ ク等	そ の 他	小 計 ④
保 險 自 費									

診察券再 発行料	そ の 他	小 計 ⑤

納入通知書原符

愛媛県立 病院長

発行年月日 請求番号  
年 月 日 入院・外来  
診療科 受診者番号 氏名

納入期限 年 月 日限り  
納入場所 株式会社 銀行  
様

本店（又は県立 病院 係）

保険種別 病棟 病室

区分	食事療養以外の項目		食 事 療 養 ②	
	負担割合	割		
合計金額 ①+③+④ +⑤	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)
保 険				
自 費				

請求額合計

請求期間

年 月 日から 年 月 日まで  
(入院年月日 年 月 日)

上記のとおり納入してください。

区分	初・再診料	入院料等	医学管理 等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬	注 射	リハビリ テーショ ン	精神科専 門療法	処 置	手 術	麻 酔
保 険 自 費													

区分	放射線治 療	歯冠修復及 び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	診断群分 類(DPC)	小 計 ①	食事療養 ②	一部負担 金 ③
保 険 自 費								

区分	室料差額	文 書 料	健康診断 料	分娩介助 料	衣服等貸 与料	分娩衛生 材料費	人間ドッ ク等	そ の 他	小 計 ④
保 険 自 費									

診察券再 発行料	そ の 他	小 計 ⑤

**附 則**

- 1 この管理規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この管理規程施行の際現に改正前の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定により交付している書類は、改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定により交付した書類とみなす。